

世田谷区立上用賀公園運動場の維持管理及び運営に関する年度協定書（案）

世田谷区（以下「区」という。）と〔維持管理・運営企業グループ〕（以下「指定管理者」という。）は、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に世田谷区立上用賀公園運動場（以下「本施設」という。）の維持管理及び運営に関して締結した世田谷区立上用賀公園運動場の維持管理及び運営に関する基本協定書（以下「指定管理基本協定」という。）に基づき、本施設の維持管理及び運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定の対象となる管理物件は、指定管理基本協定第2条に定めるとおりとする。

（令和〔 〕年度の業務内容）

第2条 区及び指定管理者は、令和〔 〕年度の業務内容は維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に定めるとおりであることを確認する。

（年度協定の期間）

第3条 年度協定の期間は、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日から令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までの1年間とする。

（利用料金算定額）

第4条 指定管理基本協定第19条に基づく利用料金の算定額は次のとおりとする。

¥ [_____] 円

2 利用料金は指定管理者が行う維持管理・運営業務のうち、別紙1の経費に充当するものとする。

（令和〔 〕年度の維持管理及び運営業務のサービス対価）

第5条 指定管理者が基本協定に基づき行う維持管理及び運営業務に対して区が支払う令和〔 〕年度における維持管理及び運営業務のサービスの対価の額は、次のとおりとする。

¥ [_____] 円

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には指定管理基本協定によるものとする。指定管理基本協定にも定めのない事項については、区と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、区と指定管理者それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

区 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂 展人



指定管理者 住所
法人名
代表者 氏名



別紙1 維持管理及び運営業務に係る経費の内訳

※事業提案書で提案した維持管理及び運営業務の見積りを踏まえて、経費の内訳を記載